

ひとよし生活応援クーポン券

取扱要領

1. 「ひとよし生活応援クーポン券」事業の概要

(1) 事業の目的

エネルギーや食料品などの価格高騰により、生活に影響を受けている市民を支援するとともに、減退傾向にある市内消費を下支えすることを目的に「ひとよし生活応援クーポン」を交付する。

(2) ひとよし生活応援クーポン券の概要

① クーポン券名	ひとよし生活応援クーポン券
② クーポン券使用期間	クーポン券到着次第～令和8年7月31日(金)
③ 対象者	令和8年1月31日時点で人吉市住民基本台帳に登録がある方
④ 一冊当たりの構成	額面総額(1セット)：10,000円 (地場店舗限定500円券×10枚・全店共通500円券×10枚)
⑤ 使用方法	500円分の商品・サービスにつき500円クーポン券を1枚使用できる ※お釣りは渡さない
⑥ 配布方法	3月下旬から順次、世帯主へ対象者分のクーポン券を郵送
⑦ クーポン券取扱店舗	本事業に申請し登録された人吉市内の事業所又は店舗 <input type="checkbox"/> 本店・本社所在地が人吉市又は球磨郡内：地場店舗限定クーポン券・全店共通クーポン券共に受取可 (個人事業主の場合は主たる事業所の所在地が人吉市内) <input type="checkbox"/> 本店・本社所在地が人吉市又は球磨郡外：全店共通クーポン券のみ受取可 (個人事業主の場合は主たる事業所の所在地が人吉市外)

(3) ひとよし生活応援クーポン券(以下「クーポン券」という。)の取扱に関する留意事項

- ・クーポン券は商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能
- ・クーポン券と現金の交換は禁止
- ・クーポン券は500円単位での利用が可能(お釣りは渡さない)
- ・クーポン券による支払で不足する分は現金等で収受する
- ・クーポン券を利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金は不可

(4) ひとよし生活応援クーポン券の利用対象とならない商品等

本事業の趣旨に鑑み、以下の商品等はクーポン券の利用対象としない。

区分	事例
行政機関等への支払い	<ul style="list-style-type: none">・ 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課・ 社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）・ 宝くじ（各種宝くじ、toto、BIG、ナンバーズ、ミニロト、ロト6、ロト7、ビンゴ5等）・ その他（公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等） ※ ただし、運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象
日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none">・ 電気、ガス、水道、電話料金等・ NHK 放送受信料・ 不動産賃料・ 駐車場の月極・定期利用料 ※ コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象・ 保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none">・ 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等）・ プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等・ 金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）・ 不動産購入
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等・ 授業料、入学検定料、入学金等・ 既存の債務の弁済・ 各種サービスのキャンセル料・ 電子商取引・ 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの・ 公序良俗に反するもの・ 社会通念上不相当とされるもの・ その他各取扱店舗において、使用対象外とされている商品やサービス

2. ひとよし生活応援クーポン券取扱店舗の募集

(1) 参加条件

- ① 人吉市内に事業所又は店舗を持ち、消費者向けの販売やサービスの提供を行っていること。
- ② 「ひとよし生活応援クーポン券の取扱に係る取扱店舗の責務等」（後述）を果たし、人吉市及び人吉市から委託を受けたひとよし生活応援クーポン券事務局（以下「事務局」という。）の指示に基づきクーポン券を適切に取り扱うことのできる者であること。
- ③ 上記①・②の条件を満たす者であっても、次に掲げる者は除く。
 - 1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。

- 2) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - 3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。
 - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ④ 次に掲げる営業を営む店舗でないこと。
- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の許可・届出の対象となる営業のうち遊技場営業・性風俗関連特殊営業を営む店舗。
 - 2) クーポン券の利用対象とならない商品のみを取り扱う店舗。

(2) ひとよし生活応援クーポン券の取扱に係る取扱店舗の責務等

ひとよし生活応援クーポン券の取扱店舗（事務局の登録を受けてクーポン券を取り扱う店舗をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 事務局が別途提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、クーポン券と引換えに商品等の提供を行う。また、取扱いに関する人吉市及び事務局の指示を遵守する。
- ② 取扱店舗であることが明確になるよう、事務局より支給されるポスター等を利用者から見えやすい場所に掲示する。
- ③ クーポン券を用いた取引を行う場合は、供しようとする商品等が「ひとよし生活応援クーポン券の利用対象とならない商品」に該当しないことを善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。
- ④ クーポン券を現金と交換しない。
- ⑤ クーポン券の券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。クーポン券による支払で不足する分は現金等で収受する。
- ⑥ クーポン券を利用して購入した商品等の返品の際に返金をしない。
- ⑦ 取扱店舗で独自にクーポン券の利用対象外となる商品等を定める場合は、予め利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
- ⑧ 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又はクーポン券の利用上限額を定める場合は、予め利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
- ⑨ 有効なクーポン券を提示した利用者に対し、クーポン券の受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等、クーポン券利用者に不利となる差別的取扱いを行わない（⑦及び⑧に記載の場合を除く）。
- ⑩ 有効なクーポン券を利用しようとする利用者からクーポン券の利用に関し苦情又は相談を受けた場合、取扱店舗とクーポン券利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
- ⑪ 取扱店舗が利用者の不正利用を知り得ながらクーポン券を受け取ること、利用者に不正を促すこと等により取扱店舗又は利用者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該取扱店舗におけるクーポン券の換金を保留することができるものとする。また、取扱店舗又は利用者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取ったクーポン券の金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還する。

(3) 取扱店舗の登録

- ① 取扱店舗となることを希望する者は、ひとよし生活応援クーポン券取扱店舗登録申請書及び添付書類を、オンラインまたは郵送にて申請すること。（FAX による申請は受け付けない）

オンライン申請：公式ホームページ URL：<https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/coupon2026>



郵送申請：〒860-0863 熊本市中央区坪井 2-1-42 SDK 熊本ビル 6 階 ひとよし生活応援クーポン券事務局 宛

【添付書類】

- ・ 振込先通帳の写し（表紙を開いた見開き 1・2 ページ）
 - ・ 人吉市内で事業を行っていることを公的に証明できる書類の写し いずれか 1 点
（開業届、確定申告書（第 1 表）、納税証明書、業種に係る許可証等の公的機関から発行される書類）
- ※上記書類だけでは人吉市又は球磨郡内に本店・本社（個人事業主の場合は人吉市内に主たる事業所）があるか判断がつかない場合、法人の場合は履歴事項全部証明書または履歴事項一部証明書、個人事業主の場合は青色申告決算書（1 枚目）又は所得収支内訳書（1 枚目）

② 申請期間

令和 8 年 2 月 24 日（火）～令和 8 年 7 月 17 日（金）事務局必着

③ 登録

登録審査を経て、申請内容が参加条件を満たす場合は、取扱店舗として登録する。登録完了次第、事務局よりスターターキット（取扱店舗掲示用ポスター等）を登録された店舗住所に送付する。なお、審査終了後、スターターキットの送付をもって、登録完了通知とする。

④ 登録の取消等

人吉市及び事務局は、必要に応じて取扱店舗（取扱店舗からの換金請求をとりまとめるフランチャイズ本部その他の者を含む。）から報告を求め、また、立入調査を行うことができる。人吉市及び事務局は、申請内容に虚偽等があった場合、取扱店舗が本取扱要領の規定に違反した場合、クーポン券の取扱に関する人吉市及び事務局による指示に違反した場合、その他取扱店舗として適切でないと人吉市及び事務局が判断する場合には、取扱店舗としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。登録が取り消された場合、以後、クーポン券の取扱を行うことができず、直ちに取扱店舗に掲示しているポスター・チラシ等を取り外し、クーポン券に関する配布物一式を事務局へ返還するものとする。なお、不正に給付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となり得る。

⑤ その他留意事項

- 1) 取扱店舗の情報（名称、所在地、電話番号、業種等）は「クーポン券の使えるお店」として、「ひとよし生活応援クーポン券」専用ホームページ等に掲載する。
- 2) クーポン券の取扱、換金方法などの詳細については、取扱店舗用マニュアルに従うこと。
- 3) 本取扱要領に違反する行為が認められた場合であって、換金の停止や登録の取消を行うために処理経費等が生じた際は、処理経費を請求する場合がある。
- 4) 本取扱要領に定めのない事項に関しては、人吉市及び事務局がその都度対応を決定する。
- 5) 本事業用にデザインされたクーポン券等を使用した広報告知物を作成する場合は、事前に事務局の承認が必要となる。
- 6) 取扱店舗は、取扱店舗としての地位を第三者に譲渡できない。また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できない。
- 7) 取扱店舗は、事務局が事前に承認した場合を除き、本取扱要領記載の業務の全部又は一部を第三者に委託できない。業務委託を承認した場合でも取扱店舗は本取扱要領に定める義務及び責任について免れない。
- 8) 取扱店舗は、登録内容に変更が生じた場合や登録の取消を希望する場合は、事務局に届け出ること。

3. 問い合わせ先

ひとよし生活応援クーポン券事務局

TEL : 050-3504-1573（受付時間：平日 9 : 00～17 : 00）

※ 土・日曜、祝日を除く